

# 高砂市道の路線認定基準

平成26年4月1日

## (趣旨)

第1条 この基準は、市道の路線認定について道路法（昭和27年法律第180号）その他関係法令に規定するものほか必要な事項を定めるものとする。

## (市道の認定要件)

第2条 市道としての路線認定は、一般交通の用に供するもので、安全かつ円滑な交通を確保するため、次に掲げる要件を具備するものについて行う。

- (1) 道路の有効幅員が4メートル以上（認定しようとする道路の延長区間の一部において、幅員が狭小となっている部分がある場合にあっては、普通自動車の通行が可能な幅員を有していると認められるものを含む。）のものであること。
- (2) 道路の起点又は終点が公道（国道、県道、市道、里道等）に接続し、それらの道路と一体となって機能的な役割を果たすと認められたものであること。
- (3) 集落、公共施設又は公益施設等を相互に連絡するものであること。
- (4) 行止り道路（袋小路）にあっては、ロータリー（旋回場）が設置されているものであること。ただし、道路の有効幅員が6メートル以上である場合、道路延長が5メートルを超える35メートル以下である場合において、道路管理者が、災害の防止上、避難上及び通行の安全上支障がないと認められるものであるときは、この限りではない。
- (5) 官民境界が明確にされているものであること。
- (6) 道路構造令に基づき施工された道路であって、路面排水施設及び路面舗装がされているものであること。
- (7) 原則として占用物件（公益性のあるものは除く。）のないものであること。
- (8) 道路の縦断勾配は、最大12パーセント以内のものであること。
- (9) 道路には、必要と認められる箇所に交通安全施設が設置されているものであること。
- (10) 道路の橋梁は、2等橋（14トン）以上とし、鋼、コンクリート造り又はこれらに準ずる構造のものであること。
- (11) 道路敷について、所有権、使用権等の権原が高砂市にあること又はそれらの権原を市が取得することが確定しているものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発行為により築造された道路については、同項各号の要件に該当しない場合にあっても、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて施行された道路で、次に掲げる要件に該当するものにあっては、路線を認定することができる。
- (1) 所有権が高砂市に移転を完了しているものであること。
  - (2) 道路認定告示と供用開始告示とを同時にすることができるものであること。

(認定の特例)

第3条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき施行された道路については、前条の要件によらないで認定することができる。

(基準の特例)

第4条 第2条第1項の規定は、市長が当該道路の状況等から判断して、同項の基準によらなくとも、安全かつ円滑な交通を確保する上において支障がないと認められる場合においては、適用しない。

(認定の時期)

第5条 市道路線の認定の時期は、原則として3月とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 市道路線認定基準（昭和51年9月1日高建内規第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の際、現に市道路線に認定された道路については、この基準に適合したものとみなす。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。